

## 国際関連情報 国際会議等

# スコットランド勅許会計士協会 (ICAS) 主催朝食会

ASBJ 常勤委員 のむら よしひろ  
野村 嘉浩

**開催日時：**2011年9月14日（水）8時30分～10時

**開催場所：**Deloitte Auditorium (2 New Street Squire, London EC4A 3BZ)

## 主催者側報告者

- Mike McKeon CFO, Sevem Trent plc
- Isobel Sharp Partner, Deloitte LLP (ICAS Past President)
- Ian Mackintosh Vice-Chairman, IASB

## 出席者

- 英国を中心に、財務諸表作成者、監査人、利用者等 約100名。
- 英国以外の国・地域からは、日本、香港、ニュージーランド、南アフリカの会計基準設定主体が参加。
- 日本の参加者は、企業会計基準委員会 (ASBJ) 加藤副委員長、野村委員。

## 開催背景

- 2011年7月21日、スコットランド勅許会計士協会 (ICAS) とニュージーランド勅許会計士協会 (NZICA) が、国際財務報告基準 (IFRSs) の開示分量の削減に重点を置いた報告書を公表した。

- 報告書名は、「Losing the excess baggage- reducing disclosures in financial statements to what's important」(余分な荷物を減らすー財務諸表の開示を削減し重要なものみにする)。
- 今回の朝食会は、本報告書に関する、財務諸表作成者、監査人、利用者等に対する発表会・ヒアリングとして開催された。開催日の直後(9月15・16日)に、国際財務報告基準財団 (IFRS 財団) 主催の世界会計基準設定主体 (WSS) 会議が開催されたこともあり、英国以外の国・地域から海外会計基準設定主体も参加した。

## 開催内容

### 1. 報告者プレゼンテーション

- ① Mike McKeon CFO, Sevem Trent plc (財務諸表作成者)
  - ここ数年、規制当局の開示情報、アニュアルレポートの分量、特にリスク情報の開示などが大変増えてきた。会計情報では、リース情報の開示などが代表例で、別途、個人情報の開示も増大している。
  - その背景には、長年にわたり、財務報告規制が、規則主義 (ルール・ベース) になり過ぎていることがある。

- 投資家とのミーティングも、年に 50 回程度を数え、株式報酬開示などの開示負担が増大するなか、ミーティングを効率よく進めるためにも、何が必要で何が不要なのかを明確にする必要がある。アナリストは注記情報のすべてを必要としているわけではなく、重要なものを求めている。
- 具体例を示せば、不要な開示の代表例として株式報酬の開示。数頁に及ぶものの情報価値の重要性が低い。一方で、年金制度の開示などは、アナリストや株主にとって有用な情報と考えている。
- 結論として、開示要請は、利害関係者（ステークホルダー）の求めるものに絞るべきであり、すべての開示を強制する必要はない。その意味で、重要性の概念を議論すべきであり、財務諸表利用者に判断する要素を認めるべきである。

## ② Isobel Sharp Partner, Deloitte LLP (本プロジェクト共同主管の 1 人)

- 今回のプロジェクトの概要を説明すれば、既存の IFRSs の開示部分を個々に調べ、削除しても良いと思われるものを個別に示した。対象基準範囲は、国際会計基準 (IAS) 第 1~41 号、IFRS 第 1~9 号である。
- 具体的には、IAS では第 1、2、7、8、10、12、16、19、20、21、23、24、29、33、36、37、38、40、41 号、IFRS では第 1、2、3、5、6、7、8 号が対象となり、IAS 第 11、17、18、26、27、28、31、32、34、39 号、IFRS 第 4、9 号は検討の対象から除外された。
- もちろん「この開示は好まない」といった価値観を入れたものではなく、論理的に簡素化できないかを検討している。そこでは、2010 年に公表された概念フレームワークを拠り所としている。
- 例えば、財務諸表の目的は、既存あるいは潜在的な投資家、資金提供者などにとってある企業集団に資金提供する際の判断に有用な財務情報を提供することである (OB2 項)、目的適合性のある (relevant) 財務情報とは、財務諸表利用者にとって意思決定を行うことができるもの (QC6 項)、といった基本方針に則っている。
- 個々の会計基準ごとに開示内容が定められているため、基準が開発されるごとに開示項目が積みあがる。もっとトップダウンで全体を見回した上で、開示の適切な分量を検討すべきである。
- トップダウンで検討する際のコアとなる考え方は、開示の根本的な原則、重要な開示要請の原則である。
- したがって、IAS 第 23 号「借入費用」第 26 項に定めるように、それが重要であれば資産化するといった規定は、適切なものとする。一方で、IAS 第 10 号「後発事象」第 22 項に定めるように、記載すべき事例を具体的に規定する項は削除すべきと考える。
- 期首と期末の調整表についても、IAS 第 19 号「従業員給付」第 120A 項(c)に定める詳細な項目規定は削除し、重要な差額を記載するといった規定に変更すべきである。
- さて、「情報が重要」とはどういう意味か？ 概念フレームワーク QC11 項にあるように、財務項目 (item) については、その記載が削除されていたり、記載が誤解を招いたりする場合、特定の企業集団の財務情報をもとに財務諸表利用者が判断する際に、影響を及ぼすことを指す。
- そして重要であれば、関連する情報のすべてを注記し、重要でなければ何も記載しない。
- 項目 (item) のみならず情報 (information) についても、個別にその情報が重要かどうか判断する必要がある (重要でない情報を記載する必要はない)。

- こうした整理を行えば、財務諸表全体の分量で30%、基準が要求する開示情報に限れば37%程度の削減が可能になると考える。
- 長いプロジェクトとなるだろうが、次のアクションとして、国際会計基準審議会 (IASB) への提案などを検討していきたい。

### ③ Ian Mackintosh Vice-Chairman, IASB

- この報告書は、前 IASB 議長 David Tweedie 氏の提案に応えていただいたプロジェクトで、極めて実務的なリサーチである。短期間にまとめていただいで感謝している。
  - IASB (ボード) では、本件について議論していないが、今回、スコットランドとニュージーランドにサポートをいただいた。
  - IFRSs の適用に関しては、EU が適用して5~6年が経過した。今後は米国の動向が注目されている。
  - 一方で IASB の作業は、主に MoU 項目として掲げた4つの具体的なプロジェクト (金融商品-減損・ヘッジ、収益認識、リース、保険契約) の検討に資源を集中している現状である。
  - 財務情報の重要性は否定するものではないが、上記の4つのプロジェクトにおいても、その公開草案に対して、開示の複雑性を訴える利害関係者が存在することを理解している。
  - また新会計基準の適用については、2015年程度まで落ち着く期間 (Period of Calm) を求める声も聞く。
  - したがって、IASB としては、大きなピクチャーを描くために、アジェンダ・コンサルテーションを行っている。開示全体のフレームワークについてもそこで検討される可能性があるだろう (なお、アジェンダ・コンサルテーションでは OCI の取扱いも注目されている)。
  - 先ほど発表された Isobel 氏のプレゼンテーションをどう活かすか、検討を進めていきたい。
- 開示全体への検討は、別途、米国財務会計基準審議会 (FASB) と欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の共同作業、英国 ASB の検討作業などもあるため、こうした一連の意見にも耳を傾けたい。

## 2. 質疑応答

- 司会者が今回の開示改訂の提案について、聴衆に同意を求めたところ、ほとんどの聴衆が賛同した。
  - その後行われたフリー・ディスカッションにおける主な個別の意見・質問は、以下のとおりである (①~③は、プレゼンテーションを行った発言者を意味する)。
- ✓ 作成者の思いは理解できるが、監査への影響をどう考えるか  
 回答：監査方針が重要で、個別に対応することになる。(①)
- ✓ 重要性の判断がポイントだと思う。規制当局との調整も含めて意見が聞きたい。  
 回答：例えば英国では、上場公開規制自体がルールブックになっている。こうした点を当局と調整する必要がある点は理解している。(②)
- ✓ 南アフリカでも開示は二極化しており、上場会社の開示は負担になっている。情報発信という意味では Website の利用によって効率化できる部分もあると感じている。
- ✓ 財務諸表利用者も財務諸表全体の有用性を問うており、プリンシプルが重要であることは理解している。特に、大規模な多国籍企業ほど、その重要性を意識しないと、細かい開示ばかりになる。
- ✓ IASB では、保険契約や金融商品 (減損) について検討しているが、アナリストからも現行の提案に対して、そこまでの開示が必要と思わない意見も聞く。(③)
- ✓ 中小企業の開示についても全体感を検討する

必要があると思う。

✓保険契約のプロジェクトを見ていて、財務諸表利用者のための会計基準というが、かなり複雑なものとなっている。財務諸表作成者や監査人の適応力も考慮する必要があると感じている。

✓英国財務報告評議会（FRC）にも開示全体を見直す配慮をして欲しい。

✓情報を開示するには、多くのバックデータの精査が必要で、財務諸表作成者や監査人の負担は重い。

回答：情報開示の基本は重要か否かという大原則だから、その判断を監査人が持つ必要がある。(2)

✓HSBC では、開示書類を 500 頁から 400 頁に減少させた。開示について重要性の基準は強調されるようになっており、今後、概念的な開示フレームワークが策定されることを望む。

✓FRC に属する者として、開示制度全般を請け負っている。今後、IASB とも協力して、全体的な開示の枠組みを検討する必要があると感じる。